

平成30年度第2回府中市障害者等地域自立支援協議会会議録

■日 時：平成30年10月9日（火）午前10時

■場 所：府中市役所北庁舎3階 第一会議室

■出席者：(敬称略)

<委員>

河井文、桑田利重、鈴木卓郎、原郷史、犬飼知子、近藤優子、田村智久
椛島剛之、栗山恵久子、野村忠良、吉井康之、吉岡美佳、古寺久仁子
山科美絵

<事務局>

福祉保健部長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐（兼）生活係長
障害者福祉課援護担当主査、障害者福祉課精神保健担当主査
障害者福祉課事務職員（2名）

■傍聴者：あり（1名）

■議 事：

- 1 前回会議録の確認について 【資料1】
- 2 報告事項
 - (1) 運営会議からの報告 【資料2】
 - (2) 児童発達支援センター部会からの最終報告 【資料3】
 - (3) 就労支援部会からの中間報告 【資料4－1・2】
 - (4) 相談支援部会からの中間報告 【資料5】
- 3 児童発達支援センターに関する協議の市長答申について 【資料6】
- 4 その他

■資 料：

【事前配付資料】

- 資料1 平成30年度第1回府中市障害者等地域自立支援協議会会議録（案）
資料2 運営会議中間報告
資料3 児童発達支援センター部会最終報告
資料4－1 就労支援部会中間報告
資料4－2 就労支援センターの役割図（仮）
資料5 相談支援部会中間報告
資料6 児童発達支援センターの必要機能に関する答申書（案）

【当日配付資料】

- 資料3の1～2ページ差し替えページ
資料6の17～18ページ差し替えページ

議事

■事務局

皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今より、平成30年度第2回府中市障害者等地域自立支援協議会会議を始めさせていただきます。(今野委員、小鶴委員の欠席の旨を報告)

まずお手元の資料のご確認をお願いいたします。

(資料の確認)

ここからは進行を会長にお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

■会長

改めまして皆さま、おはようございます。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。会議を始める前に本日、傍聴希望の方がいらっしゃいます。会議公開規則に従いまして傍聴を許可したいと思います。皆さまのご承認をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(委員より承認・傍聴人入室)

それでは早速議事に入りたいと思っております。

1. 前回会議録の確認について

■会長

始めに前回会議録の確認につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

■事務局

資料1についてご説明いたします。平成30年度第1回全体会の会議録(案)でございます。内容につきましては記載の通りでこの内容でよろしければ通常通り、会議録の公開を予定しております。ご確認をお願いいたします。以上です。

■会長

皆さまのお手に事前に配布されたかと思っておりますけれども、何か修正等ございましたら伺いますがいかがでしょうか。

(発言者なし)

■会長

よろしいでしょうか。もしも気がついて連絡するとなったら締め切りはいつにし

たらよろしいでしょうか。

■事務局

締め切りですが、本日から1週間以内をお願いいたします。

■会長

お帰りになってここは文言の修正が必要ということがありましたら1週間以内に事務局にご連絡してください。その上で公開の手続きに入っていただきます。よろしくをお願いいたします。

2. 報告事項

(1) 運営会議からの報告

■会長

はじめに運営会議からの報告をお願いいたします。

■委員

資料2に基づいて運営会議の中間報告を行います。まず運営会議では府中市における自立支援協議会の役割を確認していき、まとめをここに書いてありますように関係機関との連携の在り方を考えていく、特に障害分野を超えた包括的な連携の在り方をより考えて行くこととフォーマル、インフォーマルのサービスをつなげていく、インフォーマルのサービスの中で、必要度が高いものや標準化が求められるものを、フォーマルなサービスにしていくように市に対して協議会として提言していくということを確認しています。また自立支援協議会の体制の整備としまして、府中市においては自立支援協議会の附属機関の属する会議と位置付けられていて以下、このような市の規定があるということは以前に確認したことでありますが、その中でやっていくことになると改めて運営会議でも確認しています。実際に今後、自立支援協議会で検討していく課題をいくつか挙げていますのでそちらを説明いたします。1番目は地域課題の整理というところです。これは以前から言われていたことでありますが現在、計画相談支援をやっている指定特定相談支援事業所の連絡会が定例で府中市では開催されております。計画相談支援はモニタリングという形で個別のサービスを利用する方の生活状況を定期的に把握し、それを市に提出していますので、そういった活動の集積から地域課題を整理して、何らかの形で自立支援協議会において把握していくということを出せないかということ、運営会議でも検討しており

ます。今後アンケートなどを取って何らかの形で数字を出すよう、連絡会に対して提案していけるようなことを考えて行きたいというところまで、議論を進めています。その他にも居宅介護の事業所の連絡会で作業所等連絡会、委員も出席されていますが、それからグループホームや児童発達の連絡会など、市内の事業所の連絡会がいくつもありますので、協議会として前に進めていくためにも、そういったところと情報のやり取りをしていくのがいいのではないかという意見は出させていただいております。2番目は既にやっていることですが、基幹相談支援センターの在り方の検討について現在、相談支援部会でやっていくことが引き続き今後も必要であろうということは確認しています。3番目は児童発達支援センターの機能について。これは今回、資料の中でも答申が出てきていますので、実際に答申としてはまとまってそれが具体的に設置に向けて市の中でどう動いているのかということのを常にこの協議会でも動向を確認していく必要があるだろうということです。4番目は地域活動支援拠点事業の在り方の検討。これは地域活動支援拠点といったものを平成32年度までに1カ所設置するということが、府中市の障害福祉計画の中でも明記されていますので、この在り方についてどこでどのように検討を進めていくのかということのを、ぜひ運営会からも協議会に対して提案出来るようにしていきたいと思っています。それから5番目は差別解消支援地域協議会の設置について。これも自立支援協議会との組織分けや紛争解決の仕組み作りをどのように行うかということで、この地域協議会を自立支援協議会がセットでやってしまうと、なかなか自立支援協議会自体は全体会の回数が限られていますから、紛争解決の仕組みなどがスムーズに出来ないのではないかという意見もあります。また、基幹相談支援センターが仮に府中に設置された場合に、そういった差別解消、紛争解決の仕組みをそこが担うということか可能なのかどうなのかということも、ぜひ検討していきたいということを確認しています。6番目は就労支援部会。こちらは次年度以降も継続して開催する方向で考えています。最後ですけれども、自立支援協議会の在り方についてですが、4つ挙げさせていただいている中の①全体会の構成と開催頻度、それから②専門部会の構成と開催頻度。この2つについては現在の在り方も踏まえて、次回第3回の今年度の本会議までに運営会議より次年度以降の在り方を、皆さまに提案させていただくということで検討を進めて行きたいと思っています。以上になります。

■会長

はい、ありがとうございます。ただ今、運営会議からの報告についてご説明いただきました。ただ今のご説明について、ご質問ご意見を伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(発言者なし)

■会長

今まで専門部会でいろいろ協議を重ねていただいておりますが、それを踏まえてこういった持ち方がいいのではないかとかの方向性等について、ご意見があれば伺いたいです。今すぐにはなかなかご意見出ないかもしれませんが、何かお気づきの点がございましたら事務局宛てにお知らせいただけましたら、次の第3回の全体会に向けて、運営会議の方でまとめていただきたいと思いますと思っております。よろしいでしょうか。

(発言者なし)

■会長

引き続き運営会議の構成員の皆様におかれましてはお忙しい中恐縮ですが、とりまとめをよろしく願いいたします。

(2) 児童発達支援センター部会からの報告

■会長

続きまして児童発達支援センター部会からの最終報告をお願いします。

■委員

児童発達支援センター部会ですが、こちらは年を跨いで昨年5月に第1回が始まりまして、今回が最終報告になります。期間中は異動等による委員変更もあり、本当に長い期間を掛けて検討してきました。この間たくさんのおブザーバーの方に参加していただきまして、各方面の方に大変感謝しております。第10回目までの検討は前回の全体会で報告しておりますので、資料をご覧いただければと思います。第11回の8月27日、ここで最終報告案の検討をいたしましたのでこの辺りからご説明をさせていただきたいと思っております。Ⅲのところ府中市における支援の必要な児童とその支援機関の現状と課題が挙がっております。1番が相談件数や支給決定数が増加しているが、市内支援機関で十分対応出来ていない。2番、多様なニーズに対応出来ていない。5ページの図の上のところですが、3番、関係機関の連携について記載の通り課題が出てきております。この報告では、目で見てわかるように可視化ということで図をたくさん入れております。その内の6ページの4番をご覧ください。府中市の理想的な児童発達支援のあり方というものをこの辺に入れております。次に7ページの2のところですが、ここは私たちがかなり話し合ってきたところですが、支援の対象になる児童というもので「18歳未満で、手帳の有無は問わず、発達面で「気になる」ことがある児童も含み、医療的ケア児、障害のある子、障

害等で支援が必要な児童すべてとその家族、関係機関を対象とする」というところを話し合っております。次に大事なところが相談支援というところになりますので、7ページに望ましい相談支援の流れと検討すべき事項というものを図にしてあります。次に8ページをご覧ください。上の方の図で中心に丸が3つあって発達支援、地域支援、家族支援という丸が3つあります。ここにどのようなことをやりたいかということが書いてありますが、発達の障害のある子たちの支援ももちろんですが、委員会では家族支援がとても大事なのではないかとということはずっと話してきました。やはり家族、母親とか、父親とかが安定していることが子供にとって非常に大きな影響がありますので、そこに力を入れていきたいというようなことを話し合っています。なので、ここではペアレントトレーニング、ペアレント・メンター育成及び相談、兄弟支援、親の会活動支援などというものを挙げております。次に8ページのV 児童発達支援センターの必要機能ですが、理想として広く必要なものを挙げていってから、府中市の児童発達支援センターとして特に必要だと思われるものまで絞るという形で検討しました。まず法内、法外で分けて考えております。9ページからは法内事業というところで事業内容、①児童発達支援、②保育所等訪問支援、③計画相談支援・障害児相談支援。それから法外として①一般相談、②児童発達支援（通園）対象年齢前の乳幼児を対象とした療育グループ、③保育園等訪問事業、ここに保育園と書いたのはあゆのこが保育園という言葉を使って訪問事業をやっているのでそこを使わせていただきました。次に10ページをご覧ください。法内か、法外か今後検討が必要な事業のところ①保育所等の所属集団があるが発達支援が必要な幼児を対象とした療育グループ、②小学生以上の児童を対象とした感覚統合や作業療法的、言語療法的な指導です。それから2番、家族支援のところですが、①保護者への情報提供等各種勉強会、ペアレントトレーニング、②保護者同士のグループでの話し合い、ペアレント・メンターによる相談、③親の会活動など、④兄弟への支援です。前回案に入っていたレスパイトケアと日中一時保護については、障害児の親としてはぜひとも必要だと思っていますので、次期の障害児福祉計画などに入れていただければいいと思っています。次に10ページの下の方、地域支援ですが、ここは基幹相談支援センターと都の役割分担が必要とありますというところで、基幹相談支援センターが今後作られていくと思うのですが、ここでの連携というところがとても大事になってくるかなと思います。次に前回と変わっているところとしましては、11ページの下の方「名称、設備運営」というところで、(1) 名称なのですが、福祉型児童発達支援センターとして実施するが、法改正後全国的に「児童発達支援センター」という名称で通っているのです、そのままでいいのではないかとこのころが挙げられました。次に(2) 設備です。設備の方は18歳未満で、手帳の有無は問わず、発達面で「気になる」ことがある児童も含み、医療的ケア児、障害のある児

童、障害や疾患等で支援が必要な児童すべてとその家族、関係機関を対象とする施設であるため、必要な配慮が5つあります。子どもの特性に配慮し、適切な療育が行えること。子どもの様々な特性を勘案し、来館までの経路を含む安全性の確保と利用しやすさ。どんな相談内容でも安心して話が出来るようなプライバシーが守られた部屋があること。対象年齢が広がることから相談者数の増加が見込まれること。法内事業においては国や東京都の基準の順守です。次に12ページ①発達支援では、適正な数の相談室、個別指導室・発達検査室、訓練指導室（室内にぶら下がり遊具を設置する。刺激を統制出来るよう柵や水道設備等の設置を工夫する。）、トイレや水道等は、日常生活動作の訓練が容易に出来るように配置する。園庭。給食調理室。②家族支援・地域支援では、利用者等の一時預かりの部屋、家族の自主的な活動のために貸し出しが出来る部屋、研修や会議等が出来る部屋があることが望ましい。③周辺設備では、駐車場・駐輪場（公共交通機関を利用出来ない人がいることにも配慮する。安全に乗り降り出来るようにする。）、エレベーター、兄弟待機室、ボランティア活動室、授乳室、洗濯室などです。前回案にあったプール・水治療室については、今後市の方で検討していただければいいかなと思っています。それから（3）運営では、あゆの子の事業の継続性や相談の継続性を保ちながら、市が子供の育ちに責任をもって対応出来る運営体制とする。市内の関係機関連携を深めるためにも、市の直接的な関与があることが望ましい。それから「人員」です。①総合相談窓口を担当する相談員（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員など）。②発達支援等の事業を担当する職員は、専門職を必要数配置することが求められます。職種としては、児童指導員、保育士、看護職員（保健師、看護師）。心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、音楽療法士、医師（小児科医、精神科医、児童精神科医、歯科医等）、栄養士・調理員です。「最後に」を読み上げますと、「今期の児童発達支援センター部会では、府中市で整備すべき児童発達支援センターに必要な機能を中心に検討してきたが、市内において障害児の一時預かり及び短期入所が出来る施設の不足や医療的ケア児への対応など、児童発達支援センターの機能のみだけでは解決が難しい課題も同時に浮き彫りになった。また、当部会では、既に障害児の支援を担っている地域発達支援センターや子ども家庭支援センターたち等の市内相談支援機関との連携や役割分担についての議論もあったが、それらは今後の計画が進む中で具体的に検討していただきたいと考えている。今後、基本構想及び基本計画等を作成する際にも、あゆの子を始めとした子どもの支援に関わる関係者や当事者家族、市民の意見を取り入れながら、府中市全体で子どもや家族を支えることの出来る最善の施設が整備されることを切に願う。」。以上です。

■会長

ありがとうございました。児童発達支援センター部会につきましては、専門部会と言いつつも委員の皆様全員が担当するというご協力をいただけてきました。8月の第11回をもって協議は終結いたしましてこの最終報告案となっています。ただ今の説明につきましてご質問それから追加のご意見等ありましたら。部会長、補足することとか何かありますか。

■委員

はい。少し補足をさせていただきたいのですけれども、最初の8ページのところの上の丸がたくさん書いてあるところですが、そちらの方は児童発達支援センターについて検討する時に、こういうものがあつたらいいと委員の中で話し合った中身が載っています。ですので、5番以降の必要機能については児童発達支援センターとして必要な機能だけをまとめているので、この丸の吹き出しの部分で出ているものから載っていないものが必要機能の中にはあります。それから11ページの名称なのですが、わざわざこの名称が法律の通りにと書いている理由を書いていないのでわかりづらくなっていて申し訳ないのですけれども、他市では子ども発達支援センターとか子ども発達センターとか、いろいろ法律ではない名前がついている市が多いのですが、法改正後の何年か経ってこの法律の名称が一般的になってきたので、それでいいのではないかというような議論があつてこのような表現になっています。以上です。

■会長

ありがとうございます。何かご意見、ご質問があれば伺いますがいかがでしょうか。
(発言者なし)

■会長

委員の皆様を始め、特に部会長、副部会長には本当に長きにわたりご心労いただきました。これだけの最終報告ということでまとめていただきました。どうもありがとうございました。また、この場にはいらっしやらないのですけれども、たくさんオブザーバーの方に毎回出席いただいて貴重なご意見をたくさん伺うことが出来ました。この文章になっていない部分も事務局の方をはじめ、市の方もしっかりと聞いていらっしやいますので、今後の児童発達支援センターが形作られていく過程には、基本構想、基本計画、実施計画と進んでいく中で皆さんのそうした思いをぜひ汲み取っていただいて、より良いものにしていただければと思います。どうもありがとうございました。

(3) 就労支援部会からの報告

■会長

それでは就労支援部会からの中間報告をよろしくお願いいたします。

■委員

部会長が急遽お休みということで、簡単ではあるのですが資料に沿って、報告させていただきます。就労支援部会は今回中間報告となります。資料の2ページ目、第3回の会議からだいぶ検討内容を詰められてきました。各数値の算出報告で府中市の就労移行支援事業の支給決定者数が平成30年8月20日時点で71名いました。こちらは年によって波は若干あるのですが、毎年60名前後が就労移行の支給決定をされていて増加傾向にあります。こちらは就労予備軍、就労はしたいけれどもまだ実際には就労には至っていない方と考えております。またハローワーク府中の管轄自治体、計5自治体があるのですが、就労支援センターの職員数と登録者数について実際に調べてみたところ、かなり開きがありました。人口が府中市と一番近いところが隣の調布市ということで、主に調布市と比較をしていきました。その中で、府中市では職員数が5名（正規2名・非常勤3名）、みよの登録者数は現在369名こちらももちろん増加傾向にあるのですが、職員1人あたりに換算しますと73.8名いました。調布市は2事業所で13名（正規8名・非正規5名）、登録者数に関しましても286名になっておりまして、職員1人あたりが22名とかなり開きがあることがわかりました。次のページの各数値から見た分析ということで、府中市の特色として特別支援学校が2ヶ所あります。また入院出来る大きな精神科病院があり、都立病院もあるので、比較的障害者が多く、障害をお持ちの方で就労している方、また就労希望者も近隣他市に比べて非常に多くなっているということ进行分析させていただきました。また府中市に関しましては、就労の相談件数も非常に多くなっておりまして、調布市と比較してまず就労支援センターの職員の1名あたりの登録者数を単純に計算しましても、3.35倍ということもあって、細やかな支援までに手が回らないということが容易に感じ取れました。実際にハローワーク府中では調布市の就労支援センターから新規の利用者登録の相談があり、そこに関しては面接から職員が同行することも非常に多くなっているのですが、府中市に関しましてはなかなか同行することが出来ないという状況があります。それによって都の資料から見ますと、調布市に関してはやはり職員の数と手厚さということで新規の就労者、定着者の方の人数も、府中市と比べると非常に多くなってきております。中間報告までの状況としまして府中市に関しては、就労支援センターの職員数が現在5名ということで非常に限りある状況下でも、

登録者への支援をしっかりと行っております。ただそのために実際就労を希望される方、就労予備軍に関してのフォロー、支援機関、企業支援などについては非常に限界を感じています。常に話し合っていることなのですが、理想としては就労支援センターを1ヶ所増設するのが望ましいという意見が出ています。立地は、駅から近くて全障害、特に府中市に関しましては、精神科病院が多いこともありまして、精神の手帳をお持ちの方の就労希望の方が非常に多くなってきておりますので、精神に強い職員配置となるのが望ましいと考えます。また現実には増設が難しいとしても、就労支援センターで就労支援にあたる職員の増員は必要ではないかと考えております。今後の最終報告に向けて協議することといたしまして、就労支援センターみ～なの現状を今以上に他市の状況と数字の面でより具体的に比較をして、この人員不足を更に見える化をしていきたいと思っております。み～なの役割図、資料4-2になるのですが、そちらの見える化をしましてみ～なの役割図を更に肉付けして、必要な支援を見える化をしていきたいと思っております。この就労支援サービスを利用することによって、最終的にその人がその人らしい生活を送る。その実現に向けて就労支援を可能な限り実現出来るような方策を就労支援部会では考えていきたいと思っております。補足がありましたらお願いいたします。

■会長

補足がありましたら、副会長からお願いします。

■副会長

資料4-1の2ページ目の1番上のところなのですが、ここの表現の仕方が少し気になったのですが、み～なの仕事(事例なども入れてわかりやすく現状説明)というように変えていただいた方がいいのではないかとということで、下のみ～なの現状は削除してもわかるのではないかと思います。それから資料4-2の方なのですが、これはどちらかというとみ～なを中心とした仕事になっているのですが、逆に利用者から見たどういうサービスを受けるのかというほうがよいかもしれないという話は出ていました。その中で1つ相談支援機関、一般相談とか特定相談支援機関との繋がりを入れると良いという意見がありました。就労している方は福祉サービスを使わない方もいらっしゃるのですが、本人の生活の場としてグループホームや通勤寮といった障害福祉サービスを利用している方もいて、その場合は特定相談も関わっていきますので、その部分を付け加えたいと思っております。まだまだ就労支援は新しい事業ということで、就労移行支援事業所は福祉サービスなのですが、み～なの行っている障害者就労支援センターは東京都委託事業で、市町村の就労支援事業ということで委託を受けて行っている事業です。お耳に入っているかと

と思いますが、就労の移行支援をしている方々はそこから就職したら半年間はフォローをするのですが、今年4月からは新たに個別給付という形で、2年間フォローを受けられるという事業が始まりました。10月からこの事業を利用する方が増えてくると思われるところで、そうすると、就労希望ですぐにみ～なに来るという方は一時的に少し減少すると思いますが、一方で、学校卒業後、ダイレクトに就労する方は個別給付の対象にはならないので、直接み～なに来るでしょうし、個別給付にも期限がありますので、期限を迎えた方に対しては就労支援センターが就労支援をする必要があるということ話はしております。まだまだ最終報告まで長い道のりではありますが府中市として、障害がある方の生活を支える、地域でどう生きていきたいか、その中でその方がどう働いていきたいかを含めて皆さんと考えていければと思っております。以上です。

■会長

ありがとうございました。ただ今の報告を受けて皆様からご意見ご質問を受けたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(発言者なし)

■会長

私は就労部会に入っていないので、今回初めて報告を見させていただいて、こうした数字で出てくるとやはりその大変さというのがよくわかります。なかなかとりまとめも大変だと思いますが最終報告に向けてより内容の詰まった報告をしていただいて、最終報告に結びつけていきたいというふうに思いますので、お忙しいとは思いますが引き続きよろしく願いいたします。はい。委員。

■委員

大変参考になる報告をありがとうございました。質問の内容は、こちらの中で第3回の会議の所の1番下のところにハローワーク府中管轄の就労支援センターの職員数と登録者数が書いてあって、調布市と府中市の比較で職員の数が全然違うということで私もかなり驚いているのですが、例えば私どもが行っているような地域生活支援センターですと、おそらく他市の同様の事業を行っているところも、ここまで大きな職員の開きというのはあまり考えられないと思うところがありまして、実際に府中の4つの今委託の支援センターもそんなに場所によって常勤職員の数が違うということがないのですけども、就労支援センターの場合、近隣の市とここまで大きな職員配置の差が出てしまうというのは、何かやはり就労支援センターの方の実際の予算の問題ですとか、そういったことが原因と考えられるのでしょうか。

■会長

この問題については、事務局から返答がいただければと思いますが、いかがでしょうか。

■事務局

それぞれの部会でこういった事業の検証とか、他市の状況をそれぞれ細かく見ていただけたところがございます。今回こういった数字で見た時に見える化をしたことで、他市の状況とかなり差があるということが認識出来たところがございます。確かに調布と府中と比べて、これだけ1人の担当者が担当する人数が多いということは、それだけ事業が手薄くなってしまふといったところがあると思います。この辺については、より一層他市の状況等も私どもの方でも見させていただきながら検討は進めていかなければいけないというふうに考えております。以上です。

■会長

ありがとうございます。こういったことも具体的なものを最終報告の方へ盛り込んでいただいて、それを市長に報告いたしますので、それを踏まえて、今後の府中市の支援の在り方について、担当課の方できちんと考えていただくという方向に結び付けていただきたいというふうに思っています。なかなか委員の答えにはなっておりませんが、その辺についてはきちんと担当課の方で今後分析をしていただくことが必要というふうに思います。他に何かご質問、ご意見がありましたらうかがいますが、いかがでしょうか。

(発言者なし)

■会長

よろしいですか。それでは就労に関しては以上となります。

(4) 相談支援部会からの中間報告

■会長

続きまして相談支援部会からの中間報告をよろしくお願いたします。

■委員

資料5に従いまして、相談支援部会の中間報告をさせていただきます。少し分量が多いので、大事なところだけ説明していくようにしたいと思います。今年度の相談支援部会では、府中市に基幹相談支援センターを設置することを想定して、府中市に基幹相談支援センターを設置した場合に必要な機能や運営体制の検討を具体的

に行うということテーマとして掲げております。その際にどのような機能を持つべきということとどのような運営の形態で設置されるべきか、以上の2点を主に議論しているところです。また議論に際しては、府中市がこれまでに行ってきた障害者の相談支援の体制を踏まえて、現状の府中市における課題に則した形で基幹相談センターを設置するという視点を視点として取り入れて議論をしています。実際に部会をやることと並行しまして、他市の基幹相談センターの視察も行っています。3月には国分寺市の基幹を見させていただいて、その後6月には調布市の方の基幹相談支援センターの視察も行いました。そのような視察会を行いまして、また部会での検討に戻っているのですが、国分寺市が運営の形態として委託の形態でやってらっしゃって、調布市は逆に市の直営で運営しているというところで、1ヶ所ずつ見終わった段階で、直営と委託、それぞれの形態で運営するメリット・デメリットの整理というふうなことも部会で検討しております。更に前回9月の第3回の部会で、具体的にいくつかの基幹相談センターでこれは必ず取り組むべきであろうというふうな内容を挙げまして、それらをやるとしたらどのようなやり方でやるのが望ましいかということを検討したことがあります。4番になりますが、まず府中の中にこの基幹相談センターを設置する場合に、センター機能の大項目として3つ挙げました。1つ目が総合相談の機能。2つ目がネットワーク作り・人材育成の機能。3つ目が権利擁護・虐待防止の機能となっています。以上の3つは必須であるというふうに部会では考えております。更に4つ目の機能として、これは3つの機能とは若干レベルが変わるかもしれないのですが、他の相談機関、府中市や既存の相談機関が閉まっている夜間や休日の緊急対応を基幹相談センターが設置された場合に担うことが必要なかどうか。これはまだ検討し切れていない部分なのですが、こういったことについても実際に最終報告までには検討する必要があるだろうということを確認している段階です。次にそれぞれ挙げた3つの大きな機能の中の説明をしたいと思っております。現時点でのものになりますが、1つ目の「総合相談の機能について」です。これは、府中市内には現在4ヶ所の地域生活支援センターがあり、市の障害福祉課と連携しながら市民の窓口的な相談の役割と専門的な相談支援を担っているところです。ここに新たに基幹相談支援センターが市内に作られる場合に、市民が最初に相談をする窓口としうるのが1ヶ所増えるということよりは、既存の相談支援機関を統括する「相談機関の相談先」という位置付けで基幹相談支援センターは相談機能を持つことが望ましいのではないかとこの現状までのところでは話し合っています。ある程度窓口相談の機能は4ヶ所の支援センターと府中市の障害福祉課で果たしているのではないかとこのふうな分析を私たちはしているということです。ただ既存の相談機関だけでは対応し切れていない相談の部分が必ずあるだろうと、基幹相談支援センターが設置されることで今までよりもスムーズに市民

の相談ニーズに応じられる体制が府中全体に築かれることが目指されるべきであるということです。例えば4支援センターは全て民間の事業者への委託で、み～なは指定管理という形になっていますが、民間事業者によって運営されている形になっているのですけれども、現行の4つの支援センターではご本人やご家族の意向が不明のまま、近隣の住民や関係機関からの相談に応じて訪問等の直接支援を開始することが実際十分には出来ていないという現状があるかと思えます。このようなご本人・ご家族の意向や生活状況の詳細が不明なまま、周囲から相談が寄せられて対応を迫られるような、当初は支援困難なケースを把握して、いち早く対応を開始するといった機能を基幹相談支援センターが持つことで、既存の相談機関に支援困難な方を繋げられる可能性が高まるのではないかとこのことを部会では検討しています。実際このような機能を持つということになると、その運営は市が直営で行う方が有効ではないかということも考えています。2番目の「ネットワーク作り・人材育成の機能について」です。こちらも現在府中で実施されている指定特定相談支援事業所の連絡会や、あるいは精神保健福祉の事例検討会など、基幹相談支援センターがそういった府中市がやっている様々な人材育成や研修といったものの機能をより効果的に組織して、相談支援の人材育成を図ることが必要ではないかと考えられます。府中市で今それぞれの連絡会や事例検討会などは、障害者福祉課のケースワーカーや保健師が分担して運営担当されていらっしゃると思うのですが、基幹相談支援センターが出来ることでそれらの業務を一手に担って行って、年間を通して計画的な研修スケジュールを組むことで、全体的なスキルアップに繋がっていくことができるのではないかとこのことです。その場合には、地域移行支援・地域定着支援に携わる人材育成も視野に入れてやっていくことが必要になるということを考えています。また基幹相談支援センターはネットワーク作りのために様々な会議に実際出席していくことが必要になると考えられます。ただこの自立支援協議会自体の事務局を基幹相談支援センターが府中でも担うかどうかということは、もう少し検討が必要な点であるというふうに考えています。続いて3番目、「権利擁護・虐待防止の機能について」です。基幹相談支援センターでは権利擁護と虐待防止に関する相談について、緊急を要する場合に早急に取り組むことが出来る体制を取ることが必要であるというふうに検討しています。現在府中市では障害者虐待防止センターが障害者福祉課内に設置されていますが、仮に基幹相談支援センターが設置されて24時間対応をするというような機能を持つことになれば、より緊急性の高い事案にもそちらで対応するということが可能になるのではないかとこのことです。また障害者差別解消法への対応として、障害者差別に関する紛争解決の窓口機能も基幹相談支援センターが担っていくことも必要とされるかもしれないといったような意見も出てきています。現時点では以上の3つの機能を基幹相談支援センターが府中市

の中で持つという場合には、現段階で部会の中では市が直営で運営する形態の方が有効ではないかというふうな意見が多く出ています。市の直営で基幹相談支援センターを運営する場合でも、そのやり方は一つではありません。調布市へ見学に行った時には、ケースワーカーの仕事をやりながら基幹相談支援センターの機能と重なってやるというふうな形で運営されていたのですが、実際には市でやっても基幹相談支援センターの機能を専属で担う部署を障害者福祉課内に新設するというふうなやり方のところもあるということも聞いています。もちろん市役所の外の場所に直営の基幹相談支援センターを設置するというふうなやり方もあり得ると思っています。今後の部会の活動予定は、直営でやっていて課内に部署を持っているというふうなやり方でやっている三鷹市の基幹相談支援センターを10月29日に視察する予定があります。視察後の11月13日には第4回の相談支援部会を開催していくということになっています。以上です。

■会長

ありがとうございました。ただ今の部会の説明につきましてご質問、ご意見がありましたら伺いますが、いかがでしょうか。

(発言者なし)

■会長

最後が決められておりました期日が迫っていきながら大変だと思いますが、相談支援部会の皆様におかれましては、視察と部会を重ねて、最終報告に向けて取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

3. 児童発達支援センターに関する協議の市長答申について

■会長

続きまして、次第の3番、児童発達支援センターに関する協議の市長答申について、事務局の方から説明をお願いいたします。

■事務局

市長答申について、説明いたします。資料6をご覧ください。こちらは第6期府中市障害者等地域自立支援協議会における児童発達支援センターの必要機能に関する答申書(案)です。冊子形になっておりました児童発達支援センターの在り方等に関する検討結果と巻末に資料を添付したものです。1ページは「会長挨拶」、2ページは「目次」、3ページから11ページが「児童発達支援センター部会からの最終報

告資料を基に児童発達支援センターの必要機能に関する協議結果をまとめたもの」です。その後14ページから19ページは「資料編」となっております。これに鑑文を添付した形で市長へ提出いたします。尚、資料6は白黒印刷になっていますが、市長に提出する際にはカラー印刷といたします。カラーの部分については、本日の資料3をご参照ください。内容につきましては、現時点では(案)となっておりますので、委員の皆様から意見を伺いたく存じます。いただいたご意見を基に修正・補記した上で10月中旬頃までに確定版を皆様にお示しいたします。なお、本日欠席の委員もいらっしゃいますので、ご意見等につきましては、メールでもお受けする形とし、暫定版や確定版は出来次第、こちらもメールで委員の皆様にお送りする予定ですので、ご了承ください。本答申書につきましては、11月に正副会長及び正副部会長から市長に対し、提出される予定です。事務局からは以上です。

■会長

ありがとうございました。内容につきましては、先ほどの児童発達支援センター部会からの報告の通り、本当はこれがあればもっといいという希望を膨らませた部分が入っていないという、ざっくり言うとそういった内容になっています。ご説明がありましたように内容の修正等につきましては、今後委員の皆様からご意見をメール等で連絡していただきたいということですが、この場で何かご意見等ありましたら伺いたいと思います。

■委員

細かいところで申し訳ないのですが、文体が「はじめに」と「終わり」だけ、です。まず調で、中が最終報告をそのまま引用していただいたので、こうなってしまったと思うのですが、それ以外の部分が、です。まずではないので、読みにくいところがあるので、差し支えなければ修正していただければと思うのと、最終報告の方も「子供」と言ったり、「児童」と言ったり、「学童」、「生徒」とか、「障害児」というように子供に関する名称がバラバラなので、その辺りは府中市での言い方、公文書での言い方があると思いますので、整理していただけるとわかりやすくなるかと思いません。児童福祉法でいう「児童」であれば「0から18歳まで」になるので、そういうふうにするのであれば定義を書いていただくか、そうでないと学童をイメージしてしまうと思うので、その辺は整理をしていただけるとありがたいと思いました。以上です。

■会長

ありがとうございます。児童というと一般的には就学後から小学校卒業するまで

というようなイメージがあります。子供の表記も「ども」がひらがなであったり、漢字であったりということがあるので、その辺は事務局の方でお手数ですが整理して、修正をしていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

(発言者なし)

■会長

こちらは11月に市長に答申する予定になっております。答申の際には協議会の正副会長と正副部会長が出席して、市長に報告をいたします。皆様から意見を伺うのは10月中旬というより日にちをきちんと切っていただいた方がいいかと思いますが、もし意見がある場合は何日の何時というのがあればお願いいたします。

■事務局

ありがとうございます。前回会議録案の修正の期日に合わせて、1週間以内にご意見頂戴したいと思います。メールだけでなく、電話でも可能ですのでお手数ですが、意見等ございましたら事務局までお知らせください。よろしく願いいたします。以上です。

■会長

ありがとうございます。本日は10月9日ですので、10月16日までに事務局の方に連絡をお願いしたいと思います。基本的にメールでのやり取りが多くなっていますが、それでは難しいという方がいらっしゃいましたら事務局の方に連絡いただいて、FAXなのか、郵便なのかということは事務局と相談していただきたいと思います。連絡をお願いいたします。ではよろしいでしょうか。答申書案につきましてはそのような取り扱いとさせていただきたいと思います。

4. その他

■会長

次第の4番、その他につきまして、事務局の方からお願いいたします。

■事務局

事務局から2点、お願いとお知らせをいたします。1点目は全体会資料の作成と専門部会の開催時期についてです。委員の皆様、特に各専門部会の部会長におかれましては、ご多忙の中で資料作成に協力いただき、誠にありがとうございます。そのような中で恐縮ですが、今後のお願いがございます。全体会当日の円滑な会議運営のため、開催前に資料を整え、事前に正副会長及び事務局にて当日の流れや会議内

容の確認をしたいと考えております。つきましては会議資料は全体会開催のおおむね2週間前までに事務局に提出していただきますようお願い申し上げます。またこれに伴い各専門部会の開催日時を資料作成期間も含めて、検討いただきますようお願いいたします。次に2点目ですが、次回の全体会の日程についてお知らせいたします。次回の全体会は委員の皆様の任期最後の全体会となります。ここでは2年の任期中に協議いただいたものについて、各専門部会から最後の報告をしていただき、3月頃を予定している市長答申について、説明申し上げる場となります。開催は来年1月下旬から2月上旬を予定しておりますので、今の時点で都合が悪い日時がございましたら帰りがけに事務局まで申し出いただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

■会長

ありがとうございました。各部会長の方々には資料の作成等で負担をお掛けすることが多くなると思いますが、協力をお願いしたいと思います。2週間前までに資料の作成ということを考えますと、次の全体会はなるべく時期が遅い方がいいのでしょうか。遅くともいつまでに第3回の全体会を設定すればいいかというのはありますか。

(委員・事務局で日程調整)

■会長

1月28日、30日、31日の内で、手配をお願いしたいと思います。後ろが切られましたので、最短が28日ですと2週間前の15日までに最終的に資料をまとめていただくということになるとお正月明けは皆様お忙しいと思いますので、12月中くらいまでに最終報告をまとめていただくというスケジュールになるかと思います。皆様お忙しい中、恐縮ですが、協力をお願いいたします。事務局の方から他に何か補足ありますでしょうか。よろしいですか。委員の方から他に意見、質問あれば伺いますがよろしいでしょうか。

(発言者なし)

■会長

それでは本日の全体会はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。